令和６年度　市民税・県民税申告の手引き

深　谷　市

日ごろより、市税務行政につきまして、ご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、今年も申告時期になりました。この申告は、あなたの令和６年度市民税、県民税を決定するための基礎資料となります。また、課税（所得）証明書などを発行する場合や、国民健康保険税、児童扶養手当、保育料、福祉年金等を算出するための大事な資料となりますので、３月15日までに提出してください。
※この「申告の手引き」は、市民税、県民税の申告にあたり、一般的な事項について説明したものです。法改正により内容の一部に変更が生じる場合があります。

◎ 申告していただく方

○令和６年１月１日現在、深谷市に住所があり、下記に該当する方

- 令和５年中に収入のあった方
  - 給与所得者
    - ①給与支払報告書が、勤務先から深谷市へ提出されていない方
    - ②令和５年中に退職し、再就職していない方
    - ③給与所得以外の収入があった方
    - ④２ヶ所以上から給与の支払いを受けた方
  - 給与所得者以外の方
    - ①農業・営業などを営んでいた方
    - ②年金・不動産・利子・配当・譲渡などの所得があった方
- 令和５年中に収入のなかった方
  - 市内の方の被扶養者になっていない方
    - 国民健康保険税、児童手当などの福祉関係事務の資料や、証明書の発行に必要となりますので、申告書裏面「所得がなかった方の記入欄」に記入のうえ提出してください。申告をしなかった場合、国民健康保険税の軽減判定ができないなど、行政サービスを受ける際に影響があります。

※上場株式等の配当等所得や譲渡所得については所得税と市・県民税において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、金融所得課税は所得税と市・県民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ公平性の観点から、令和６年度（５年分申告）の市・県民税より、課税方式を所得税と一致させる改正がなされました。この改正により、所得税と市・県民税で異なる課税方式を選択することができなくなりました。

◎ 申告にお持ちいただくもの

○申告書
○本人、被扶養者及び事業専従者等の個人番号（マイナンバー）がわかる書類（マイナンバーカード、通知カード、住民票など）
※通知カードについては、現在の氏名と住所等が記載されている場合に限る
○身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、旅券、在留カードなど）
○源泉徴収票又は給与支払報告書・給与明細書
○生命保険等の満期金の通知書や配当所得のわかる書類
○収入・経費のわかる帳簿、支払調書、領収証書等（事業所得や不動産所得等のあった方のみ）
○国民健康保険税、国民年金、介護保険料、厚生年金などの社会保険料の支払証明書（令和５年中に支払ったもの）

◀ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付済額通知書の発行を希望される方はオンライン申請ができます。

○生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の支払証明書（令和５年中に支払ったもの）
○都道府県、市区町村、住所地の共同募金会・日本赤十字社支部、県内に主たる事務所を有する社会福祉法人などへの寄附金の証明書
○医療費控除の明細書あるいはセルフメディケーション税制の明細書（医療費控除を受ける方のみ）
○親族関係書類及び送金関係書類、留学ビザ等書類（日本国外に居住する親族を扶養にとる方のみ）
○その他必要な書類（健康保険証、障害者手帳、学生証など）

市民税・県民税の申告についてのお問い合わせは　〒366-8501　深谷市仲町11番１号
深谷市役所　市民税課　　電話 048-574-6637

市民税・県民税申告受付日程表

※以下の期間中は、市役所市民税課での申告受付はいたしませんのでご注意ください。

受付時間：午前９時～11時・午後１時～４時

と　き		該　当　地　区	と　こ　ろ
２月16日	金	小前田・荒川・緑台	花園生涯学習センター 花園公民館 （小前田2345-1）
２月19日	月	武蔵野・黒田・永田・北根	
２月20日	火	大寄地区・八基地区	幡羅生涯学習センター 幡羅公民館 （東方1370）
２月21日	水	豊里地区・上柴町西・秋元町	
２月22日	木	東方・幡羅町	
２月25日	日	市内全域（平日来られない方）	
２月26日	月	常盤町・国済寺・東方町・国済寺町・本田ケ谷・上柴町東	
２月27日	火	明戸地区・原郷	
２月28日	水	普済寺・榛沢・後榛沢	岡部生涯学習センター 岡部公民館 （普済寺1626-3）
２月29日	木	岡部・沓掛・本郷・針ヶ谷・山河	
３月１日	金	岡・岡里・山崎・榛沢新田・西田・今泉・櫛挽	
３月４日	月	仲町・本住町・稲荷町・天神町・西島・西島町	南公民館 （宿根645-1）
３月５日	火	上野台（大台・鼠・台坂・台天白）	
３月６日	水	上野台（八幡台・泉台）・萱場・見晴町・宿根・田所町・桜ヶ丘	
３月７日	木	深谷・田谷・東大沼・西大沼・上野台（小台・ビッグウィング深谷）	
３月８日	金	深谷町・栄町・緑ヶ丘・寿町・曲田・伊勢方	
３月11日	月	人見・櫛引・境・樫合・柏合	
３月12日	火	大谷・折之口	
３月13日	水	本田・畠山・萱沼・瀬山・武川	川本公民館 （萱沼1009）
３月14日	木	田中・長在家・上原・川本明戸	
３月15日	金	市内全域	

市民税・県民税の算出方法

税率については、法改正により変更が生じる場合があります。

総所得金額（申告書表面⑫） － 所得控除額（申告書表面㉘） ⇨ 課税標準額（1,000円未満切捨て）

- 課税標準額 × 市民税所得割税率 － 市民税税額控除額（調整控除等） ＋ 市民税均等割額 ＝ 市民税額
- 課税標準額 × 県民税所得割税率 － 県民税税額控除額（調整控除等） ＋ 県民税均等割額 ＝ 県民税額

（100円未満切捨て）

市民税額＋県民税額 ＝ 市民税・県民税年税額

◎ 均等割及び総合課税に係る所得割の税率

区　分	令和５年度まで		令和６年度から		
	市民税	県民税	市民税	県民税	森林環境税
均等割	3,500 円	1,500 円	3,000 円	1,000 円	1,000 円
計	5,000 円		5,000 円		

区　分	市民税	県民税
所得割	６％	４％

※譲渡（分離）所得分の税率等については、市民税課へお問い合わせください。
個人市・県民税の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づく関係法令等により、平成26年度から令和５年度まで臨時的に年額1,000円が引き上げられ賦課徴収されていました。この臨時的措置が終了し、令和６年度から新たに森林環境税が導入されます。
森林環境税は市・県民税の均等割の枠組みを用いて、国税として１人年額1,000円を市区町村が賦課徴収することとされています。

◎ 市民税・県民税の均等割、所得割の非課税基準額

市民税・県民税は、均等割、所得割それぞれに非課税限度額が設けられています。
均等割は前年の合計所得金額、所得割は前年の総所得金額等が限度額以下であればそれぞれ非課税となります。

	同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合	同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合
均等割の非課税限度額（所得）	28万円＋10万円	28万円×（扶養人数＋１）＋10万円＋16.8万円
所得割の非課税限度額（所得）	35万円＋10万円	35万円×（扶養人数＋１）＋10万円＋32万円

障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦で、前年の合計所得金額が135万円以下の方は、市民税・県民税が非課税となります。
本市においては、森林環境税の非課税基準も上記の表と同様となります。

市民税・県民税申告書の提出方法

○令和６年１月18日（木）から２月14日（水）まで、市役所１階の東側スペースで市民税・県民税申告を受け付けます（確定申告は除く）。他会場での申告受付は左の日程表を参照してください。

○郵送で提出される場合は、申告書を封筒に入れ切手を貼付のうえ、次の宛名へ送付してください。
また、以下の書類を同封してください。
・個人番号（マイナンバー）がわかるものの写し
・身分証明書の写し
・各種控除に係る支払証明書等（保険料の支払証明書、寄附金の証明書、障害者手帳の写しなど）

下記宛名を封筒に貼付し、ご利用ください。

〒366-8501
埼玉県深谷市仲町11番1号
深谷市役所市民税課市民税係

○記入する所得金額、所得から差し引かれる金額は令和５年１月１日から令和５年12月31日までの１年間分です。

①所 得 金 額

事業	営業等	○ 卸売業･小売業･飲食業･製造業･運送業･サービス業･大工･左官･とび職･外交員･家内労働者（内職等）などにより生じる所得です。	○ 必要経費…収入を得るために必要な経費で、租税公課、雇人費、地代家賃、減価償却費などです。
	農業	○ 農作物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育から生じる所得です。経費目安割合による所得の算出はできません。	
不動産		○ 地代家賃、貸間代、土地家屋の権利金の所得です。固定資産税、損害保険料、修繕費、減価償却費などが必要経費です。	
利子		○ 公社債及び預貯金の利子などで、分離課税とならないものです。	
配当		○ 株式などの配当です。配当を受ける際に、住民税（５％）が源泉徴収されている場合は、申告不要です。	

給与

○ 給与・賃金・事業専従者給与などの所得です。給与所得は以下の「給与所得の速算表」により計算します。
※表の計算中、Ⓐは「給与収入÷4（1,000円未満切り捨て）」

給与所得の速算表

給与収入	給与所得金額	給与収入	給与所得金額
0 ～ 550,999	0	1,628,000 ～ 1,799,999	Ⓐ×2.4＋100,000
551,000 ～ 1,618,999	給与収入 － 550,000	1,800,000 ～ 3,599,999	Ⓐ×2.8－ 80,000
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000	3,600,000 ～ 6,599,999	Ⓐ×3.2－440,000
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000	6,600,000 ～ 8,499,999	給与収入×0.9－1,100,000
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000	8,500,000 以上	給与収入－1,950,000
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000		

所得金額調整控除について
次の①又は②に該当する場合、給与所得から①又は②の算式により計算した金額を控除します。①及び②に該当する場合は①を控除した給与所得から②を控除します。
※算出額の１円未満は切り上げ

①給与収入金額が850万円を超えて、次のいずれかに該当する場合
・本人が特別障害者に該当する
・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
・年齢23歳未満の扶養親族を有する
所得金額調整控除額＝{給与収入金額（上限1,000万円）－850万円}×10%

②給与所得及び公的年金等に係る雑所得の双方を有し、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える場合
所得金額調整控除額＝{給与所得（上限10万円）＋公的年金等に係る雑所得（上限10万円）}－10万円

雑　公的年金等

○ 厚生年金･国民年金･共済年金･恩給･厚生年金基金･農業者年金などの所得です。
所得の算出は以下の「公的年金等に係る雑所得の速算表」により計算します。
※算出額の1円未満は切り捨て

公的年金等に係る雑所得の速算表

65歳未満（昭和34年１月２日以後生）	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
公的年金等の収入金額 Ⓐ	10,000,000円以下	10,000,001円 ～ 20,000,000円	20,000,001円以上
0 ～ 1,299,999	Ⓐ－600,000（60万円以下は0）	Ⓐ－500,000（50万円以下は0）	Ⓐ－400,000（40万円以下は0）
1,300,000 ～ 4,099,999	Ⓐ×75%－275,000	Ⓐ×75%－175,000	Ⓐ×75%－75,000
4,100,000 ～ 7,699,999	Ⓐ×85%－685,000	Ⓐ×85%－585,000	Ⓐ×85%－485,000
7,700,000 ～ 9,999,999	Ⓐ×95%－1,455,000	Ⓐ×95%－1,355,000	Ⓐ×95%－1,255,000
10,000,000以上	Ⓐ－1,955,000	Ⓐ－1,855,000	Ⓐ－1,755,000
65歳以上（昭和34年１月１日以前生）	**公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額**		
公的年金等の収入金額 Ⓐ	10,000,000円以下	10,000,001円 ～ 20,000,000円	20,000,001円以上
0 ～ 3,299,999	Ⓐ－1,100,000（110万円以下は0）	Ⓐ－1,000,000（100万円以下は0）	Ⓐ－900,000（90万円以下は0）
3,300,000 ～ 4,099,999	Ⓐ×75%－275,000	Ⓐ×75%－175,000	Ⓐ×75%－75,000
4,100,000 ～ 7,699,999	Ⓐ×85%－685,000	Ⓐ×85%－585,000	Ⓐ×85%－485,000
7,700,000 ～ 9,999,999	Ⓐ×95%－1,455,000	Ⓐ×95%－1,355,000	Ⓐ×95%－1,255,000
10,000,000以上	Ⓐ－1,955,000	Ⓐ－1,855,000	Ⓐ－1,755,000

雑	業務	○ 副業に係る営利を目的とした継続的な所得です。
雑	その他	○ 生命保険契約に基づく年金などの所得です。
総合譲渡		○ 土地建物等以外（自動車･機械･特許権･著作権など）の譲渡で、分離課税の対象とならない資産を譲渡したことによる所得です。
一時		○ 賞金、懸賞の金品、競輪・競艇等の払戻金、生命保険・損害保険の一時金や満期返戻金などの一時的な所得です（50万円を限度とした特別控除があります）。
分離		○ 土地建物等の譲渡所得 ○ 株式等に係る譲渡所得等 ○ 先物取引に係る雑所得等 ○ 山林所得（山林を伐採して譲渡したり立木のまま譲渡したりすることにより生じる所得） ○ 退職所得（退職手当や一時恩給など退職に際して勤務先から受けるものや社会保険制度に基づいて支給される一時金など）

◎控除額一覧表

寡婦控除		26万円
ひとり親控除		30万円
勤労学生控除		26万円
障害者控除	普通障害	26万円
	特別障害	30万円
	同居特別障害	53万円
扶養控除	一般の扶養	33万円
	特定扶養（19歳～22歳）	45万円
	同居老親等以外の老人	38万円
	同居老親等	45万円

基礎控除	合計所得金額	控除額
	24,000,000円以下	43万円
	24,000,001円 ～ 24,500,000円	29万円
	24,500,001円 ～ 25,000,000円	15万円
	25,000,001円以上	0円

※16歳未満…控除はありませんが、非課税基準や税証明等に関係しますので、扶養とする場合は必ず記入してください。

市民税・県民税申告書の書き方

記入例

※ この記入例は、給与所得者（サラリーマン）で年末調整が済み、給与所得以外（不動産）の所得が20万円以下の場合です。

深谷市長宛て
令和　年　月　日

令和６年度　市民税・県民税申告書

現住所	（〒366 － 8501）深谷市仲町１１－１
１月１日現在の住所	☑同上
ふりがな	ふかや　たろう
氏名	深谷　太郎
生年月日	明・大・㊐昭・平・令 47・2・16
個人番号（マイナンバー）	0 0 0 0 1 1 1 1 2 2 2 2
電話番号	048-571-1211
住民コード	
業種又は職業	
受付 / 端末 / 照合	

３．所得から差し引かれる金額に関する事項

項目	内容	金額
⑬社会保険料控除	㊀源泉・社保・国保・後期・介護・国民年金 A	465,300円
	源泉・社保・国保・後期・介護・国民年金 B	円
	源泉・社保・国保・後期・介護・国民年金 C	円
	D	円
	合計（A＋B＋C＋D）	465,300円
⑭小規模企業共済等掛金控除		円
⑮生命保険料控除	新生命保険料の計	円
	旧生命保険料の計	120,000円
	新個人年金保険料の計	円
	旧個人年金保険料の計	120,000円
	介護医療保険料の計	円
⑯地震保険料控除	地震保険料の計	20,000円
	旧長期損害保険料の計	35,000円
⑰～⑲寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰□寡婦控除（□死別 □離婚 □生死不明 □未帰還）⑱□ひとり親控除 ⑲□勤労学生控除（学校名）	
⑳障害者控除	氏名 / 障害の程度（療育・身体・精神・介護 級・度）	
㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者の氏名：深谷　花子 / 生年月日：明・大・㊐昭・平・令 44・6・15 / 個人番号：1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3 / □同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）	配偶者の合計所得金額 0円

㉓扶養控除

氏名	生年月日	個人番号	同居・別居の区分	続柄	控除額
深谷　一郎	㊐平・令 13・7・17	2 2 2 2 3 3 3 3 4 4 4 4	☑同居	子	45万円
深谷　桜	㊐昭 29・8・3	3 3 3 3 4 4 4 4 5 5 5 5	☑同居	母	33万円
深谷　ハル	㊐大 14・10・5	4 4 4 4 5 5 5 5 6 6 6 6	☑同居	母の母	45万円
	明・大・昭・平・令 ・ ・		□同居 □別居		万円

16歳未満の扶養親族（控除対象外）

氏名	生年月日	個人番号	同居・別居の区分	続柄
深谷　次郎	㊐平・令 20・5・2	5 5 5 5 6 6 6 6 7 7 7 7	☑同居	子
	平・令 ・ ・		□同居 □別居	
	平・令 ・ ・		□同居 □別居	

扶養控除額の合計　123万円

㉖雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額 円	保険金などで補填される金額 円	差引損失額のうち災害関連支出の金額 円

㉗医療費控除	A 支払った医療費等	B 保険金などで補填される金額	C 差引負担額（A－B）
	円	円	円

番号確認	□マイナンバーカード □通知カード □住民票、住民票記載事項証明書
身元確認	□免許証 □旅券 □源泉徴収票 □在留カード □保険証 □預金通帳 □その他（　　）
市使用欄	

控配			扶養				扶養障害				均等割	未成年	扶16歳未満養親族	寡婦		ひとり親	本人障害		市使用欄
有	無	老	特	同	老	他	同特	特	普	配				一般	特別		特	普	

１．収入金額等

区分		記号	金額
事業	営業等	ア	円
事業	農業	イ	
不動産		ウ	780,000
利子		エ	
配当		オ	
給与		カ	5,230,000
雑	公的年金等	キ	
雑	業務	ク	
雑	その他	ケ	
総合譲渡	短期	コ	
総合譲渡	長期	サ	
一時		シ	

２．所得金額

区分		番号	金額
事業	営業等	①	円
事業	農業	②	
不動産		③	180,000
利子		④	
配当		⑤	
給与		⑥	3,742,400
雑	公的年金等	⑦	
雑	業務	⑧	
雑	その他	⑨	
雑	合計（⑦＋⑧＋⑨）	⑩	
総合譲渡・一時		⑪	
合計		⑫	3,922,400

４．所得から差し引かれる金額

区分	番号	金額
社会保険料控除	⑬	465,300円
小規模企業共済等掛金控除	⑭	
生命保険料控除	⑮	70,000
地震保険料控除	⑯	20,000
寡婦、ひとり親控除	⑰、⑱	
勤労学生、障害者控除	⑲、⑳	
配偶者（特別）控除	㉑、㉒	330,000
扶養控除	㉓	1,230,000
基礎控除	㉔	430,000
⑬から㉔までの計	㉕	2,545,300
雑損控除	㉖	
医療費控除 区分□	㉗	
合計（㉕＋㉖＋㉗）	㉘	2,545,300

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」の欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5．給与・公的年金等に係る所得以外（令和６年４月１日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法
□給与から差引き（特別徴収）　□自分で納付（普通徴収）

別居の扶養親族等に関する事項

氏名	住所

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記入してください。

裏面にも記入する欄がありますから注意してください。

☆下記の①、②に該当する方は、次の記入例を参考にして申告書裏面に記入してください。

①給与所得者のうち源泉徴収票のない方

月	日給額	日数	月収額
1	13,000円	20日	260,000円
2	13,000	21	273,000
3	13,000	23	299,000
10	13,000	22	286,000
11	13,000	22	286,000
12	13,000	20	260,000
賞与・手当等			100,000
合計			3,233,000
支払者	氏名（名称）	○×建設	
	住所（所在地）	深谷市仲町11番１号	

②前年中に所得がなかった方

1．学生（令和６年１月１日現在で記入）
学校名　○○大学
法 学部　3 年在学

2．扶養・(仕送り)にて生活
扶養・仕送り者
住所　○○県○○市○○123
氏名　深谷　一郎
電話　571-1211　続柄　父

3．(遺族)・障害年金・雇用保険等による生活
受給年月日　平成25 年 5 月 15 日

4．生活保護法による生活扶助にて生活
受給年月日　平成24 年 2 月 10 日

5．その他（病気、貯金等）
令和４年11月に交通事故により、6ヶ月間入院。現在も通院療養しており、仕事はできない状況です。

②所得から差し引かれる金額

雑損
住宅や家財などについて、災害や盗難などで損害を受けたときや災害関連支出があるときは、次の算式のいずれか多い方の金額を控除できます。
①（損失の金額－保険金等で補填される金額）－（総所得金額等の合計額×10%）
②損失の金額のうち災害関連支出の金額－５万円
★ 証明書の添付又は提示が必要です。

医療費
あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費があったとき、次の算式によって計算した金額を控除できます。

支払医療費－保険金等で補填される金額－所得の５％（最高10万円）＝控除額（最高200万円）

★ 医療費控除の明細書の添付が必要です。
【医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）地方税法附則第４条の４】
あなたが健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組を行っていて、あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った特定一般用医薬品等の購入費があったとき、次の算式によって計算した金額を控除できます。

特定一般用医薬品等の購入費 － 保険金等で補填される金額 － 12,000円 ＝ 控除額（最高88,000円）

★ セルフメディケーション税制の明細書と健康の保持増進及び疾病の予防への取組の証明が必要です。
※医療費控除と医療費控除の特例は、どちらか一方しか適用することができません。

社会保険料
あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のためにあなたが支払った国民健康保険税、国民年金、介護保険料、厚生年金などの社会保険料が対象です。
★ 国民年金は、支払った金額を証明する書類の添付又は提示が必要です。

小規模企業共済等掛金
小規模企業共済制度に基づく掛金又は確定拠出年金法に基づく掛金若しくは心身障害者扶養共済制度の掛金が控除の対象です。
★ 支払証明書の添付又は提示が必要です。

生命保険料
受取人があなたや、あなたの配偶者、その他の親族となっている生命保険契約等や、個人年金保険契約等に基づいてあなたが支払った保険料や掛金のうち分配金等を差引いた金額が控除の対象です。
★ １契約9,000円以下の旧一般生命保険を除き、支払証明書の添付又は提示が必要です。

保険の種類		支払保険料	控除額
旧契約（平成23年12月31日以前に契約を締結したもの）	一般生命保険料 個人年金保険料	15,000円以下	全額
		15,001円 ～ 40,000円	支払保険料 × 1/2 ＋ 7,500円
		40,001円 ～ 70,000円	支払保険料 × 1/4 ＋ 17,500円
		70,001円以上	35,000円
新契約（平成24年１月１日以降に契約を締結したもの）	一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料	12,000円以下	全額
		12,001円 ～ 32,000円	支払保険料 × 1/2 ＋ 6,000円
		32,001円 ～ 56,000円	支払保険料 × 1/4 ＋ 14,000円
		56,001円以上	28,000円

※旧契約と新契約の双方で控除を受ける場合は、新契約の控除額が上限です。
※生命保険料控除額の上限は、3種類の保険料の控除額を合計して70,000円です。

地震保険料
あなたが支払った特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金が控除の対象です。
★ 支払証明書の添付又は提示が必要です。

保険の種類	支払保険料	控除額
①地震保険料	50,000円以下	支払保険料 × 1/2
	50,001円以上	25,000円
②旧長期損害保険料（平成18年末までに契約を締結したものに限る）	5,000円以下	全額
	5,001円 ～ 15,000円	支払保険料 × 1/2 ＋ 2,500円
	15,001円以上	10,000円
①、②両方ある場合	①の控除額 ＋ ②の控除額（限度額25,000円）	

障害者
あなたや、あなたの同一生計配偶者、その他扶養親族が障害者の場合に控除されます。

ひとり親
あなた（事実上婚姻関係にある人を除く）が、次のすべてに該当する場合に控除されます。
①現に婚姻をしていない人や、配偶者が生死不明の人で、合計所得金額が500万円以下の人。
②総所得金額等の合計額が48万円以下の生計を一とする子を有する人。

寡婦
あなた（事実上婚姻関係にある人を除く）が、上記以外の次のいずれかに該当する場合に控除されます。
①夫と離婚した後再婚していない人で、扶養親族があり、本人の合計所得金額が500万円以下の人。
②夫と死別した後再婚していない人や、夫が生死不明の人で、合計所得金額が500万円以下の人（この場合、扶養親族等がなくても該当します）。

勤労学生
あなたが、学生（専修学校、職業訓練校などを含む）で、合計所得金額が75万円以下かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合に控除されます。
★ 証明書の添付又は提示が必要です。

扶養
あなたが、あなたと生計を一にし、合計所得金額が48万円以下の扶養親族を有する場合に控除されます（事業専従者及び年少扶養親族を除く）。

一般扶養親族	16歳 ～ 18歳	平成17年１月２日 ～ 平成20年１月１日の間に生まれた人
	23歳 ～ 69歳	昭和29年１月２日 ～ 平成13年１月１日の間に生まれた人
特定扶養親族	19歳 ～ 22歳	平成13年１月２日 ～ 平成17年１月１日の間に生まれた人
老人扶養親族	70歳以上	昭和29年１月１日以前に生まれた人
同居老親等	70歳以上	昭和29年１月１日以前に生まれた直系尊属の老人扶養親族で、あなたやあなたの配偶者と同居している人

配偶者・配偶者特別
あなたと生計を一にする配偶者（内縁関係・事業専従者を除く）の合計所得金額が133万円以下の場合、あなたの合計所得金額が1,000万円以下であれば、配偶者の合計所得金額に応じて控除されます。

	配偶者の合計所得金額		控除額 あなたの合計所得金額が900万円以下	あなたの合計所得金額が950万円以下	あなたの合計所得金額が1,000万円以下
配偶者控除	480,000円以下	70歳未満	33万円	22万円	11万円
		70歳以上	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	480,001円 ～ 1,000,000円		33万円	22万円	11万円
	1,000,001円 ～ 1,050,000円		31万円	21万円	11万円
	1,050,001円 ～ 1,100,000円		26万円	18万円	9万円
	1,100,001円 ～ 1,150,000円		21万円	14万円	7万円
	1,150,001円 ～ 1,200,000円		16万円	11万円	6万円
	1,200,001円 ～ 1,250,000円		11万円	8万円	4万円
	1,250,001円 ～ 1,300,000円		6万円	4万円	2万円
	1,300,001円 ～ 1,330,000円		3万円	2万円	1万円
	1,330,001円以上		0円	0円	0円

基礎控除
あなたの合計所得金額に応じて控除されます。

事業専従者（白色）
あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上のその他の親族で、年を通じて、原則として６ヶ月を超える期間あなたの事業に従事した人が対象です。
◎ 事業専従者控除額
専従者一人につき①と②のうちいずれか少ない金額
① (イ)配偶者　86万円
　(ロ)その他の親族　50万円
② 年分の専従者控除前の所得金額 ÷ （専従者の数＋1）